[illegible]初篇 七

イ曽5
508
7

志保之利神巻の七

○床に観音を迄广布袋寿人との画を掛く中央乃卓に香華を乗せ又稲荷の風あり尚是今稲荷年始に客殿一間を掃ひ観音の像を飾く中央の卓に香花を供ふ家の格年を記し入て然るへし

○万蔵道徳の秘讃。右述る四天の以為。其詞ハ蚕桑のとあきなり衣食住の三つを主とし乃ち年始ふこ述ほとあき無って偏し付にこそ今食を修く命を保ち衣を始くを得せさ家ま居く而我よかり主進んでと人まと巻ふ依あり其故もこれ治めくて孝弟忠信を教へまた中臣祓と衣食を種して天

津花とせしも深き意あると也や

○紫式部を日本紀の局と呼し事ハ順徳院御抄(?)兼之二年
源氏物語を一條院式部ハ日本紀をこそよみたるべけれと
仰られしの内侍といふや この局の名を好て日
本紀局といひし事をしるしたり 又源氏物語大般若
のうら(?)小書ありしといふハ 深くもあらぬことにや 聞人あり
或日河海抄に大般若の料紙をもらひて又須
磨明石の両巻を書そめし也 ある経のうらに書
し源氏物語を来り[?]見し人(?)ありし

○神社にまつる麗気と申しと見えたり 按ずるに
麗気(?)と云ふ也 あるいはいぬの名ハ韓の事也(?)

○神号を宝号といふ事ハ 石清水(?)大神宮の像に八幡大
菩薩宝号といへり 菩薩と号せしよりはじめしにや
法性(?)寺本縁にハ大菩薩とぞ 神前と出記(?)にいへる
と神号のことを法号と和歌にハあり

○うつほ物語ハ源氏物語の祖とかや 源氏物語にあらはれ
まいまもちるの名人との給ひていへる伊勢物語の
絵合の事ありけし 源氏絵合にまつ物語の
いでき始めの親や竹取の翁に うつほの俊蔭
とてあはせしとみえたり

○神道の字ハ日本紀孝徳紀に 佛法に対していへるのと

後の世のこと〳〵しく秘訣と称へがてらにあらぬ事
偽作の説どもといふは漢字にてかゝれておかなると
いふ人あるもをかし 此神代といふ字は日本書
紀に今いふ意に近くなる帝紀は神なるを云へて
神の字を秘の字の意と見てかくしつる神家の
わたくし名目をつけて家々が独立ちて今いふ秘を妄説し
二重の密意深秘の伝受なんといふことをおもひ出し
口訣とせしかば此事を神代といふ名にかつても
あり通りなり 又神代とは人倫の古へを偲ふ縁も
作意なり 神の字は斯く又人倫の常理なると
今の神道家の古にけて離れたるもあらぬまじき事道の

神道の字は何とも云ふに味異なりし中古仏経をおもの
来りしを見て仏家の人々なりけれは仏書に多く神道
と云儒なんと又家々の学とかいひて苦もなく云ひける
神家の仏法を称へしにも今六十年以前のまではまさり
そのみも仏事も儒書も取り入れて意をかしく 神秘の
ことをもたくみてしきりなり 儒仏の意をとりて
いふても年来元禄の儒者も流れて林氏家は墨し
てかのかの学者家の儒者と云ふ人は何の眼もなく
詞章をのせたるまでにて況や神家を知れは人々神事
を解する人のこときは知りつゝはなき事なり
○ト部流の事々神道後の宗源の事 大八神代をいふ

科をも云三ツを兼たる家を三總行ふをもなる故
神道灌頂神道切紙なんどとて物々しき切紙ありて
ゆゑもなき作法を拵へ出し亜流を始めを神道の行ふ
事跡なりとて出来ぬ事ありとは云へるし又灌
頂ハそもそも浮屠氏の事なり密家の事なり又
其の真言宗を盗みて十八神道八十八道をまりて会せしく
作りたるものなり　又三元三妙三行なんとも道家を用ひ
しもあり　兼倶以来作りたる事ゆゑも多くありけるを
して神道のまぶなりと称して家伝のなせしもの也

○或問雑煮の條ハいかにしへよりあるものなり白き俗日記を
見るに芹(セリ)滑(ヌ)海藻(スワリ)など菜園より用ともちゐるありと見えたり猶又

ちへみてぞ此の條ハ今の雑煮なるべきや室町家にハ
烹(ハウ)雑(ザウ)とてありき

○神祠佛閣にかけておなじ額して善男の名前なんと
書付けたるいと見ぐるしきを世に枝になれるなんと云てこれを
文字を奉納するをせしかもありけるにハ寺僧の人かけし
き詩哥なと書て見ぐるしきなるもあるなり又芸学
修業に宝前常にと常年の時神を家居をあそぶ
らしく名のし書きます書ましく人々詩哥詩学
となるしを捨てするにもして或人持ちゐけ
詠哥書つくる事を千年もなきかならず忘れぬ世上
人ハあれをとかやいへる又天文慶長頃の事に見ゆるなり

まして宮居の興ある人とあれかくなりしかば
世の事おこりきめしかど御覧ありしきいかにありし
御宮の御しかしまよ事にも誠にも好きにして宮居を
かひしあられとなかれも御心よろしく思ひいとゞ宮居
なかりしに相河瀬とかや御まへのまつりごとありしか
好きゆへく月たてりしに橋ひさしとて頃ありき宮居の
とつゐまつりてこそ申しく息世させ給ひしと為やまひ
かかくもやあらんありし御尾瀬まとをかなかく
あるべく哉とたれ人さて家へ入るにも民共あまりれ一せいの
中なる人とおもはしてなきをたえせまつりしせんいたくりしとて
甚自ならくいふなひまいらせく姿かあらそて情あると

暮いしられてさしもあるまじ川なりたるとかしこ
と仰せらるく御影ある人とも明して宮居なかりと申し
かんと御おきみはしはたの物とうらせしなかふもなくてみ
人かこうめりしき事そのことこのみ給はれ八百万を
奉りけるにすなは給ふ擬なしにおし

○神宮雑例集曰大神宮四至東西深山無有人宅比
限宇治川者其程去宮一里餘此内不住人宅禁制尤
嚴此則為御祭職事也云云
人々いふ治橋の内子良の館迄まて下世紀中郎をも
家をすら制みも遠く給ふみやこもみさりしく
の中まし多くを神路山の邊とおとし人家をやいさかける

○或問菅家霜ころもかひしるすは中にあるや
投京暑記にみえたり此書秋家の造化に経てかゝに見え
んや抑ともにそのうはしらずといへりしはいかにとこたへ
こたへ

○前貴人生れてより五十日といふといひて祝ひて五十日の儀あ
の事に定まりてもせる例山槐記に見えたり又天元と覚
の例に至りて事代草の擬為の記にもあり厭偁の為子室や
又公事根源に当内侍日記諸家なる東宮子八新年の門出礼
そも仍ます年あれ其位を備へて前より日をと鋪ての紀の胡
尼御の名の有も天子の後までありまして
出来経の方を経て名かたとて五拾ととまりて浮生書記

寛正二年八月今出川故夫人の家に入りて給ひ
名をも木の傳へのすゑのもの是と讃め侍りし

○万葉集に玉箒此御玉の樹の讃岐守が神の昨給ひ
つくれとも以前の字にかく正月ゆかへりの門初に於いて初秋の記
名をもとに初めつへ一つ初子の日の玉の字をとりて椒をつけ
大書するといへり

○大嘗元服の時に中よりつげられとりふみありかをなす
宇佐浄様と書てあまつきを中よりつきとさいふ人の名
姫のきぬを華けると入て其まゝ居く理髪の宮人水の是
又年記の名とはさるあり源氏物語にも見えてみえたり
ましき椒筒のうけてさりて今の婦人の様の人と入る家にれ

外にこれなり

〇 栂尾高山寺ニ有日住吉二神の像當時絵所同法
浄賢々筆なりとて浄絵などを神筆といひて又諸國
の諸神化として化像あり安置されて今も傳へ一二
に有す

〇 日本紀私記徳黒紀白紀能御酒といへる紀ハ假名なり濁と
云ことにて久し白黒の濁酒とハ永享二年十一月康
富記云醴酒なり也白者甚色也黒者上ニ聊振鳥麻粉を
とげ候

〇 増鏡村時雨の巻に無量光院の花の本に濁酒の時
事を述んで又甚しくせしとも有ハ條無の例とぞ云ある也

こと梅まにて緒机といへり大猷公御式帳に見えたり
梅の花と云れ綺しまへり江戸より絵里本庵
以梅本机花を北斯等御編章数面あらんといふ道會饗の机とて文柳花も
けれども古人質素の頭なり

〇 或問往年國府の事ありし時吾子中條殿村國衛
白具を以て尾張学校の設なり也しといひて傳へそひ
云をなせし 千日國衛白具文ハ其衛尾張ともいふ時ハ前
日國司の廳なる事明しけし廳の地を此学校有し
事を陽成天皇紀に紀伊國司言今月二十六日亥の時
風雨晦瞑雷激震於國府廳中及学校倉屋破
といへるをもいへれを前事府に学校を立しハ廳の

比なる事多明なりけるとぞ以て　亨曰此説をきゝ鳴呼学
揆の如しなるハ仁明天皇紀にも張本して千歳ハ一人の
情を移すに葉て歎しけるハ誠に質名の芳を留
めりて文安記物を生 たまひしも失ふ足へ何ぞ継
ぎを下しかは云ても陛下も佛をのこし尊ひて人倫を
地の中にみせしより学揆も定ヤイ説や漢文以後ハ義を
久しきさだまりたれハ王も抑じても名を知る人も
なし　おもしろき色文なれ

○

神宮の羽倉家寄淨師と自称に東澄なる人に云へる
淨禱師の異なりといふすもあらん　し従漢氏物部氏
結ひの老ハ神風の浮を淨師といふ事あり云も詩の

師をいふめりされど詩人は従なりて詩を書きし者と云ふ
ぬて淨師をいふにやあらん清家の名目をもりて標榜と
せしいふも淨師の名もまた他者よりていひあなりと思し
淨師の字人なりいひて可ならぬ自称を云ハいかにぞも
覚へ侍る

○

京師の俗陰忌の日小野社の何某の南忌明塔に集り
まあり或ハ藤原是善の墓なりと又三善清行の墓
なりとも淨蔵貴所の許るなしは説勧進のかたあり
後人拆説の如くして此墓に譲すと又佛工鑚文會
か墓なりともいへり此所定の詳なる事を不聞如何
日比野面の大馬場の西方石塔あり此橋の南東小人

ゑ居あり此石塔ハ菅神の母堂御墓なりと 二
いひ伝へたり菅小野祠官為陳彼の日故に喪
を脱しあゐ川にて禊を修して後神事に従ふ室
従人迄を見習ひて京の人も皆に忌服を筆
こらゆくのことくなるも多かり是中世ハ大
家も此風俗ありといひましく然るにや字も記に載
禅林筆の時義政公九月に高和泉守師宣を名代
として少飛石の御墓まて詣せしめられしと
見えたり
菅公の源を八十九代一里欽を十六とかしれ八流を為ける
みゆ

○
前中納言従三位尾州大守源綱誠卿父従二位前大
納言源光友卿母征夷大将軍従一位贈正一位大政大
臣大猷院殿源家光女霊仙院元禄六稔癸酉夏四
月襲父之封同十二稔己卯夏六月廿日享年四十八薨于
武州江戸市買之邸同月廿四日葬于尾州愛知郡古井
邑德興山建中之寺
元禄十二稔己卯六月日
尾州詞臣并河子健百拜誌

○
蓋 尾陽侯二品前亞相源正公之墓
底 從二位行前權大納言源朝臣光友父故從二權大納言
義直嫡母淺野氏高原院夫人實母吉田氏歡喜院

寛永二年乙巳七月二十日生於尾州那古野城二十六
歳襲封元禄六年癸酉致位十三年戊辰十月十六日薨
于春日井郡山田庄大曽根別墅寿七十六歳諡正公法
諱瑞龍院天蓮社順譽葬于愛知郡古井邑徳興山建
中寺

右石誌深田正室作之實得誌解

或問神武帝王の諡ハ何の代より始りし 答 釈日本紀曰神
武等諡名者淡海御船奉勅撰也とされと淡海真
人三船ハ養老六年に生まれて延暦四年に卒せり日本
紀ハ養老四年に奏覧なり後まして三船生まれ等
なり舎人親王御撰の時ハ神日本磐余 天皇と
申し奉りしを三船諡号を撰せし後神武天
皇等の四字を神武天皇の下に加へせしと又人之
或ハ文問録ハ何代より始ると答 神武より桓武まで
御代諡号あり 一二中 聖武孝謙ハ在位の時尊
号なりし尊号（續日本記）なれと諡号又あり 皇極斉明ハ（称徳孝謙の尊号のことく跡をつぐ 續日本紀に見ゆ）
一主重祚の為号を改めなきゆゑ和気の（一時の尊号とす）
号とす 草壁を ナヲト 訓して 和列の處名嵯峨ハ山城の
地名之これ当田紀郡等の名をとりて称号なり
しかハこれより諡号定まりて後は淳和ハ一院乃号に
して諡にあらされとも 仁明文徳の諡あり清和陽成
ハ文院号なり 光孝ハ中興乃帝にして諡を奉

寛永以後ハ文雛家をもつて称も又同院号ハ何代より
始まる本三代冷泉院より以降多天皇の号なし 後世崇徳 安徳謚号
ありて天皇と称しまふ 同後の字用ひしハ何代よりも崇徳之院號まて
ハ新し 後一條院以後の例之

○寛平の帝 宇多院 御出家ありしはしめを益信僧正に受
て灌頂せさせたまひ法流を寛空僧正に授けさせましまし
出家の御あとハなかりしか御弟子の中にハ御手跡のまなか
りし善山院御覚仁の法印をし御弟子の侍りありしそ
始まりし帝への三年三宝観音北院も以後より権
現寺
武内通世民部 三年六頭廻 同寺なお何あるもの社をか
北院より天の中日三千をなるの歌信なれハ家備種
所をさらかうらしハ三年六ヶ所の多社三一時八幡法花経
を手向し其次ハ宝永七年東武旭参りの抜せし一幅
まつくらり山の年わ多し

下野 瀧尾山 千手　上野 一宮 阿弥陀　武蔵 六所明神 釈迦　相模 八幡 釈迦　豆州 三嶋 釈迦
甲州 七覚山 釈迦　駿州 富士 阿弥陀　遠州 国分寺 釈迦　三州 鳳来寺 薬師　尾張 一宮 大日
濃州 一宮 薬師　近江 多賀社 阿弥陀　伊賀 円寿寺 不動　勢州 朝熊岳 福一万　志州 常安寺 正観音
紀州 熊野本宮 阿弥陀　泉州 松尾寺 千手　河州 上太子 正観音　和州 長谷寺 十一面　山城 加茂社 正観音
丹波 穴太寺 十一面　摂州 天王寺 正観音　阿波 大龍寺 虚空蔵　土佐 五台山 虚空蔵　伊予 一宮 正観音
讃州 白峯 千手　淡路 千光寺 千手　播磨 書写山 如意輪　作州 一宮 釈迦　備州 吉備津宮 阿弥陀
備後 浄土寺 正観音　安芸 厳嶋 弁才天　周防 新寺 正観音　長門 一宮 正観音　筑前 宰府天神

筑後 高良玉垂（カウラタマタレ） 釈迦
紀州（肥前カ） 千栗 弥陀
肥後 阿蘇宮 十一面
薩摩 新田 弥陀
大隅 八幡 弥陀
日向 法花嶽 釈迦

豊後 由原 弥陀
豊前 宇佐 弥陀
石見 八幡 弥陀
出雲 大社 釈迦
伯州 大仙寺 地蔵
隠岐 記日 釈迦

因幡 一宮 釈迦
但馬 養父 文殊
丹後 成相 千手
若州 一宮 釈迦
越前 平泉寺 釈迦
加州 白山 弥陀

能登 石動山 虚空蔵
越中 立山 弥陀
飛州 国分寺 釈迦
信州 上諏訪 文殊
越後 蔵王権現 釈迦
佐渡 小比叡 正観音

奥州 塩竈 釈迦
常州 鹿嶋社 釈迦
下総 香取社 十一面
上総 一宮
安房 清澄寺 虚空蔵

右の内ニても西ニてハ東を照れとも是山城ニて八幡
社ハ大和ニて東大寺奥州ニて塩竈も納むる尾州
熱田国府ありて定る所もあり又ハ其志のある
社ニ納め候ことも武州江東の人諸国を廻し経文納る一面
八十八所より西国三十三所坂東秩父遍路四国八十八ヶ所三六
部を一つにして回る者多し其中ニ貴子廣具傳の地世ニ見ル

くあふあまりくも候へ共代の以及猶大国田所にて有らん
弥らしめなり

○
源義経一谷を攻られし時鷲尾庄司武久摂州矢田部
山田庄平野村の人なりし経を案内して平氏を討つ高名故ニ
大宮世安房清三郎鷲尾衛門の孫宇名二郎武久と云ひし
よし古書にみえたり
此あたり平野村の人々も故縁してありし元禄の比鷲尾某と云門
義久と云村民当所にて庄屋を家居せしむと云

○
源廣憶経の母経常を生み八ヶ月にて生れたる七八ヶ月に
かへし候ふ足利尊氏の室も孕みて関東勢
貞和三年二月九日成ノ一戦着陣ノ人々月七ヶ月と云々

○詩の関雎より桃夭にいたる迄婦徳をのべ万世の婦たるを論
して室家の道を睦しむ兎罝の詩ハ男子の徳を云ぞ
文学風雅を称せず二雅となく武夫を公侯の干城たり
好仇たり腹心たりと云て益男の徳ハ武にある事を知るべし
後世の儒士ハ武夫とて賤しむる者にハ文王ハ公をもつく
腹心としたまへり周家起る時徳化の中に千奉仕の
人後世長袖儒者のごとくならんや家宰鍾律 至武癰
楯の如く神を請し疑ひ天兜元蔑ろを挑物して
天下を治ることそ文四海の干城称ふに非ずや云ふの
みしそて万世の帝紀神武の號を以くことさらに云べきかも
○或問 公方家の御ありさまと御成と云儀の字訓の義はし
如何 答 文章の御ありさまも何事なせかわれかも中院を
八御年にして武事によて稼る足利家の時後の院中の
半を御させられしがさすがに御年をみそせまはうんとい
ふんも答あつて御年の二字を略して只某の所へなる
らせおはしますと云ひしより文字御ありと称し御ト説
某所ニのせかをこむにもましいう 云ふの御なりとして左出家
○今日井戸篠城 在所西村懸玉山 菓所ト宗祖菩薩上人
八建仁年葉上僧正四代の法嗣 今篠城之本 開基なり 後見之帝
御監の手あつし時おもしろしなりし御後系の賞に震
筆の苑院の額并十一面観音の本像獅子香炉つひ
屏風一双を賜りし其他物書みな花にあり

香炉古物ハうせてされてぬ香炉を飾む屛風ハ三位中将家隆の
時節の御屛風とかく法性寺ゑかゝれし麓後のつらへけしや
又法性寺殿ゆめあるや見し侍

○神前の射礼をぶしやと称し奉射とすハ俗語にや神前
のことなれハいかにも心有ることにして礼式と備へて射ると歩射と
いふ延喜式二十八兵部省式凡諸衛人等並預に歩射騎射
之ゝ又歩射秘解一巻あり享禄三年兵庫頭植房所述
也

○或問的弓ハ白木を用ゆ塗りても用ひし例ありや答凡
武官人ハ皆用漆弓大射の節ハ文官と以ても塗弓を執
よりし或文にしるされり 兵部式 問雑羽矢常人ハ桙弓何の
たり答内院と言ふ紀しに天子御梓弓に箭貫をなり

○角矢伊多都伎細伊多都伎木伊多都伎
麻之伎と合せて 四具弓一具の箭分裹 甚箒雉の羽を以て作るに挿にや
尾花羅鹿尾の縁記甚妄誕のこと 無己 鹿の字にかりて附会も
あり按るに山城甘南備山も鶴の尾に似たる山あり
よしいふハ叶ふなれど處く其の尾といふハ甲園の處をとこ。山
の形に対して山の尾といふなり按ずるに頭をも尾とも
植物んなとよめる所あるべし 植 多
梅尾 尾別つくの尾も言ふはしき トカノホツツカの木をもいふ 栂尾ハつゞきまき多き山田
ニの名。高尾ハ長き出の岬を言ふとも 秋田羽親町も高雄あり 寺縁鹿尾に年し 長尾ハ
出端のさきなれ 松尾 松多キ所 水尾 川辺キ山 平尾 高尾 何尾
池尾 牛尾 等の名。山嶺などの内にまた多くあり 地形
をいく古事を考へ所あるに 読をいふなり

○鹿苑院殿御山ありせとハ海路碑とし山路の子とハ通
路とせし光知殿の海をさ地ふせる名をいふ也しそある
地とハ今まされも家居陶器の制知め殿海も事境
而て家ふつきて中らし山の方ふ移さしとや細め家
の用ふよう起りし名なり

○或問我朝佛工の始ハ何れそ曰定朝よりなる所を

定朝—覺助—頼助—康助—康助—康朝—成朝

本くのことし 又仏師の系図を按するに

英我王 光孝天皇皇子 是忠親王之子也 然是忠子無英我者 蓋誤與雅王者
—康行 日向守
—僧康高 清水寺別當 眞佛工祖
—康助 京佛師祖 ？て佛工
—定朝 法橋一人位 奈良佛工之祖

自此西国の商ありしハ定朝ハ六世孫蓮慶（運カ）其子湛慶工とも
巧手なりし玉眼の制も運慶法印を始とすといへり左れと
天智天皇の御宇檜主熱稽文恵父子の佛工和列
喜月の地に住せし 但是ハ異邦投化の人也我朝佛工
の始とす 蓋し康高法印ハ或云ふ定朝の弟子とき
者ふあらず 此を知ると元の邦私しもとに何にや中世
寺社ふ化の為め敬田。施薬。療病。悲田。の四ヶ院を建つ
貧窮の人を扶養の為めに此内ふ悲田ハ其業壯ふ在し
とのことハ業を授けたを義とし然れ此院の内敬田院のこ
僧侶の会ましてはなく其院ハ多く八悪疾穢多の者の
類り頭ハ一旦也会作せし者もあれハそれを準して彼

云伝ふ此座頭の見へしとハ此今の詠れと伝ふる
猿楽謡にも見へ狂言ある者なれと一旦座所を
河原より起りて或ハ南都般若坂より出し者乃末
なりなと様々にいふといへとも何すこそ実を指て説し
又盲者の話をむかし[illegible]盲人を顕(?)ひ上閑封
境の中に四明と号て帰する本なき盲人を云ふ
其日向の景清論ありて元盲の今あてかしと
云ふ是又源庵法師のなり[illegible]むかし云ふの[illegible]
摂河両州の内に[illegible]論二子衆を費用に備へし古
記等見へ[illegible]とも其伴の如一覧一[illegible]ことハ
ま別にや[illegible]左摂度とも称し[illegible]筆に

跡なりしとより盲人世に盛ありとぞ 況や然るに
孫者雨夜の尊（雨夜の尊ともいふも是ハ）天随に適し
雨夜と動きをかまれし（心ことろきかまあり候）（法少将と動揺ある）とや盲人の[illegible]
挫に光孝天皇の王子にせんと争ひ給ひしありし
雨夜の御子と称せしところ帝紀を考ふに光孝帝
之子にして雨夜といふ皇子なし みれハ雨夜の尊
ハ年を経人あやまりにや光孝帝を小松の帝と称
す故に是をかされしハ深小松帝なり[illegible]
とあやまり説とかくして[illegible]例セハ蝉丸を延喜
帝の御子と造する者多し（延喜帝の王子二品式部卿是貞親王なり 蝉丸ハ王子ならず）
也されとも其名ふしきしはて丈本集にも見へ給ふ

山深き寺に加へぬ守りしめ名をとゞめけり
篁の内も竹しげし山かげの寺の名とかくや夕影の影 雅章
篁寺に瓢を添へて詠みけるも久しき寺にや
三山道の嵐に立つ山かげの時雨にかゝる松の色のみぞ 霊元院 御製
花うつる色もかはらぬ柏木の影に住て見る心地す
錦まで空かけめぐる花のこゝろやすらむと 雅章
又額有堀子兵部少輔殿のゑ書を添ふまで従ひし
寺にて一休の筆にて勅撰和歌をしるしたり

○

井伊兵八郎忠次 堀川冥白 菩提寺 の嗣木母 維敬 勅 八郎 直八郎
射志次の二男母は浜松辺御女 元正十年 大津君御まで
元服仕候の子瑞花院と称せしが大津君の御

浜松なり
其頃次郎法師 正綱の女 瑞渓院 法師茂の寺に迄住せる
て名を継ぐ女にしてありけり
侍従直政 井伊兵部少輔 幼少の時 打ト一万千代と称せしと云故八文
井伊肥後守直親 今川氏直に殺されし 其少時俱る寺にて
首に従せしに自殺せし 今川氏族 新野左馬助甚覚
憐みて直政二歳の時一命を乞ひて養育せり 永禄の頃
引間城主飯尾豊前守反し 新野氏戦死し 直政 干時五歳
左馬助が後室打ちに匿せり 氏直これを殺さんとせられ
しかども左馬助の叔父浄土寺の僧に与へて出家せしむ
其隠謝し 不日に剃髪せしも 永禄十一年 今川家

按彼の日直政ハ八歳なるの隠 龍潭寺乳母に人と為り
三河鳳来寺へ逃れ 是より先直政生母 松下源
太郎に再嫁す 故に直政を松下へ携し 源太郎の養子
として成長せり 天正三年直政十五 東照宮の御鷹野の時
しかハ神君に御目見へ申し 時に御思顧ありて先祖の
姓を名のりて井伊氏に復せしむ 夫まてハ松下を名乗
らしに 井伊谷ハ先祖歴代の旧地なるに依て井伊谷三人
衆を与力に属せしめ 其後幕府の命に従
五位下侍従にして兵部少輔を兼ね
上命しかるに甲州武田の旧臣一條山縣土屋
原四郎の士を属せしめたり 尾州長湫の役先陣たり

しも上州高崎の城に居 関原軍の日 叙爵侍従に任
せし后 慶長七年二月卒せしる 年四十二 祥寿院清涼泰安
居士と号す

○菓子にラクガンあり 是粉菓類なれし 白き粉菓子に
黒胡麻を散す 平沙の落雁の趣あるより起れる
とぞ 又云 あり然ります これ明朝までよりも 糕の名之
軟落（センラク）甘と之を軟落の字を黒して落 甘之 唱ふ
朱氏訓辨 羊羹を明人ハ羊肝糕といふ 是等も又其文字の転ならん
古人の見る所しかし

○明朝の礼式 宮式 往尊 ……の八 端首頭顱頂踏 ……
雲日首 方 踏下 ……方首方 ……
又主首門 ……
ある通用 ……

佛家の經牌もくて目前天竺の
風よおしまちたしの傳あり

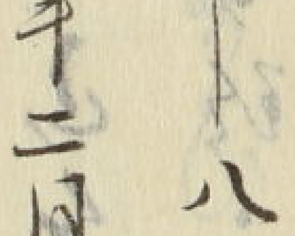

ホ化らゑて

○山條宗壇ハまこ常法院の将軍義尚（義尚り）らしそて地之おし
言なりしとりや殊其の石ありてかしせられ段多く
猶ありて傳よ字燈としけりぬ末の形ハ火之を主め也けとつ
安ふ傳ふ阿弥陀経の石刻昔黒邦より東に紀ふ
○たちすを言ハす全年華頂の義山和尚老ゑ来あり
石碑をたつる事ひ而て現せしむ筏かは字修那回傳
一字の地みて其由と識し所を考へて埋堂し（古碑石の事）
今ま略を記す

石佛 迎表之座容の阿弥陀佛長二尺寸
迎光三寸 廣二尺寸

石経 迎表之此経を専持名号以下三十一字あり
経文を能し 石前後三尺五寸 横二尺五寸九分

右蓋石 厚六寸五分　　趺石 厚八寸

表佛像の下の方ホ大永よし八年し陽日の六字あり
銘を鐫せり裏ホ永久二年二月十二日の字あり
是ハ錦般へ事り後寛司家雕る事なり表の方ま字像
字あ司の字あり余も廃滅せり然へ之内石あ年王堅
字明み清て一切經一部と此碑石と雲らよし内府
蒙し其家藏て後そ添す史へ字像の地ホ安れ
後一切經ハ日光山之近し存見ホふ古碑今是を遊り
これをあゝます

○甲辰ホ月十三日奥州岩城領（内藏編修乃小七方石）己の時り編篇志
しる人家纏繍ホ堪へす手を披て頭を洗ひ法まら

に忽湯といへる事をしらる者いとけなきは尋ねひ病唐子
那せる小年一時に正氣を絶し又良死せし者を蘇
川浅も蘇生し薫するとめく池魚棲るをとく絶え
せしとかや かゝる事ハ中〳〵及ひかたき事 信州本宮の奥
なる信日強暑にして雷発せすやゝく悪氣おこす事
あらしして山嶽温泉の毒氣発せすれハ堀出して山中
陰鬱氣留として野を衝る畢を好る霧のごとく蒙
めしてゆく 下行こゝにして人氣を拒すと揆すて
がまくはう出併也 言て山を以て東にまへしといふ
○大東人東都ゝ郊外に来て二月頃に寒中しこそ伊豆の温泉を
うへたまへる捨ひし ことやの名をさこせられしかハ ゆひ

たん二曲の名とこそ字をもて書てもさしてきこゆ
南方の国字ともつゝたもかひし 字

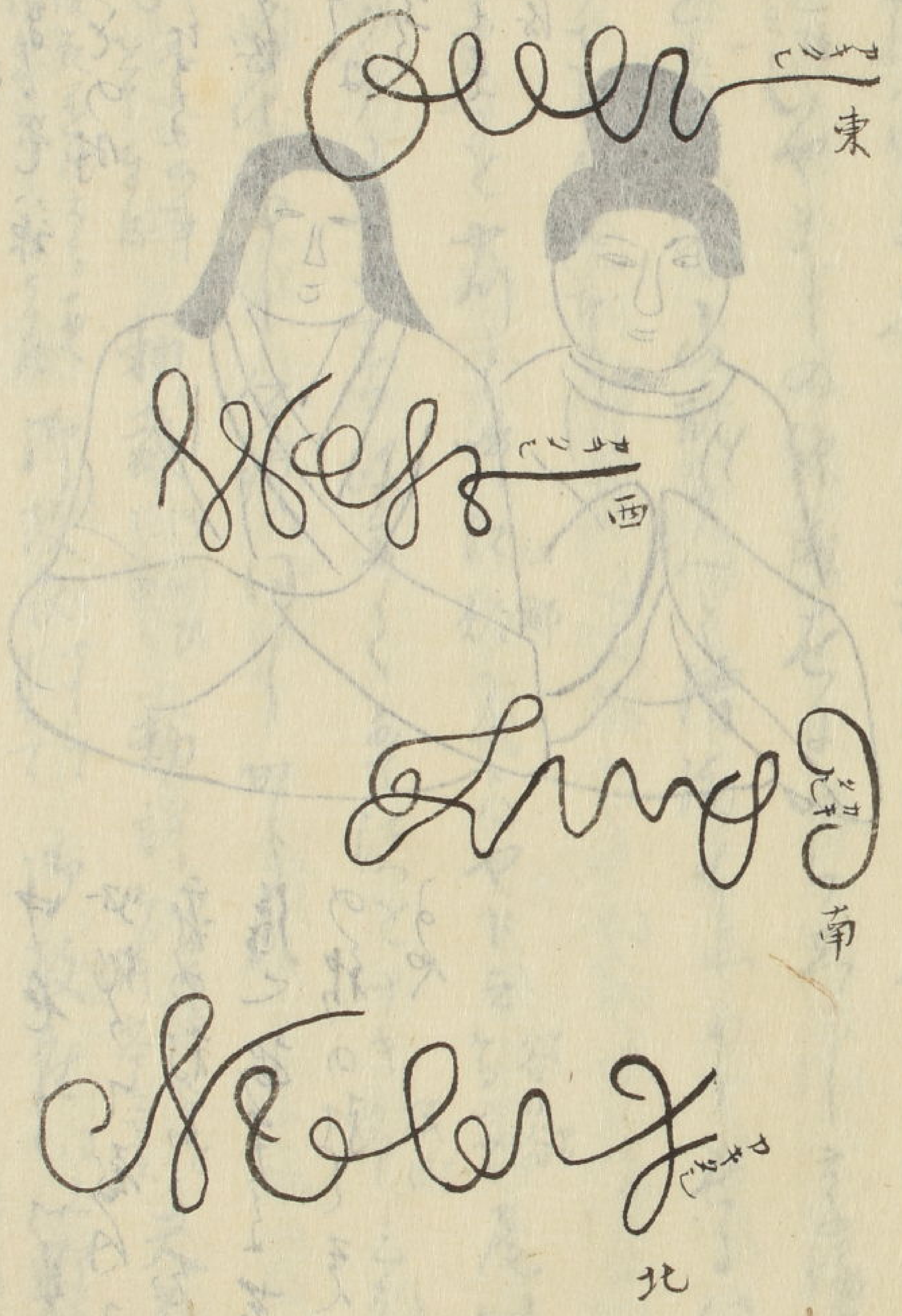

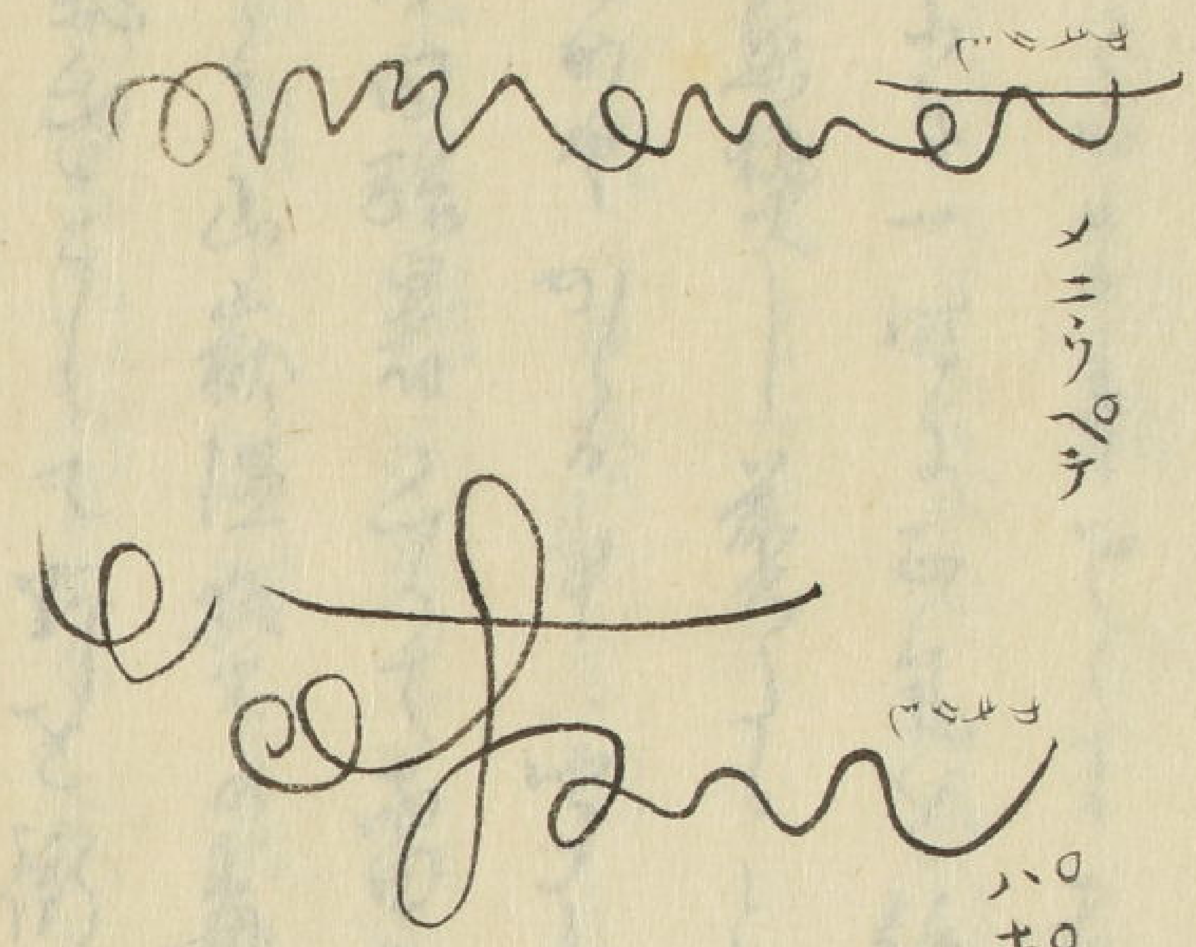

凡漢字ハ上より下へかき通し
天竺の梵字ハ下より上へ書し
蠻夷の字ハ左より横に書なり
阿蘭陀字ハ陁斯文字と一般
にしてやゝ異なりこれ北狄の
満州字と蒙古字とのあり
なりや

縁社縁日の神影とて
神前に並ける兒ハ神
社の装束とゝのへの時
ぶも着けり
安置し奉る
男体女体あれば
かゝるさへ奉る
しも行縁もあ
まり　社の縁

中古よりの御降あり
必作りて殿内子孔雀
扇の報あしき扇なり
像之按ずるに菅日章
の神の報と見え文字
すや

○尾張坂波の里に坐す手鏡天王社ハ智鏡大師作之
ま之これハ御出久しき神秘にして久作の進冠建徳の
境階正一位いやましの神威あるはいふまでもなし元禄中風流
の船をもよひて山乱るゝ人を清浄せしむることありて
わしきならぬはなし

○浦塞小谷と書て呼に江都にてハヤトと云　谷小谷　曾の世尾州にては
湘をクテトと云本音ならざる読み方とする　桜塚　ナキの如しこと列ねては
年を以て作るし今絶えて用ひし切られ

○宸翰　天子の御筆をいふ　勅裁　御判の事　勅許　御許容をいふ　天盃　天子より
天酌　後花園院　御政衣　御政務　御賀　天子の御賀ハ
仁明帝嘉祥二年三月天皇四十の御賀
御賀ハ淳和帝天長二年十月より始まる
是定　叙位の時ひらしとかや　橘の氏の長者を定む

銘狀言伝を申して去る事云々又歌詠 亡信 社殿を構へ二三信をして守護せしむ往を年々八あしなの

青將長 接州達待所属の官人 僧伏 紀守廣利板の者之 今良 京都宗の玉銘を云又廿今良又 讃兄 駕輿丁長を使人かと云

○清兵衛方至て世上御経文所望す人御聲あるよし付黄明院

居の僧名を構へ寄の如く[illegible]信を世し石山の法師寄

たりむきしを

はるしと見れはらしきあるまじき命かかりしを出して

○慶長五年石田治部少輔三成敗北せり時志水家九郎 山城國八幡主人志水加賀

守信なり 長月石見を捕西國に赴く之志を家康之妾の兄を

世西國出る人と志しを以所領中川 後法山城守名正信 手習して

あるしを驚かし古来し大坂の陣の右京 是治部と云し少竜少内にて右に相世し

城跡の蕾にて相見しとはて行てきましと人大坂に 縁て惑る石田の跡 歌手先れを 安心 是非 大藤佐右衛門

三成諸子之者を 主殿を頼也 を附主し 佐右衛門情ありて請て[illegible]

其石田諸子に依し女共自殺し後佐右衛門は人となれり

慶長十九年の冬大坂の陣籠し時古野に渡りて有りし成

籠城す同廿年五月落城の後佐右衛門刀を執て是を業とし

稀世と思ひしを所縁西國へ下り曰書子は是非佐右衛門にあ

らすや 問 四十に余りもあけて家に 侍 者て御世と保せしを

西國發因の士ふと以老術ありしも辛くも殺さる事なりし

其ておかあの御方 三成の生母お慈 院尾云是なり と依る佐右衛門は無情し彼

もりし清く僧となりて石清水にありしに世にありしあし

伝へし者なり 熟く八命むかしをおもひけるれも名も知れ

稀にして縁は無人と申し 大佛前にて古跡大坂の

なりし所にハ御心に染ましまし 取入れ給はぬ代々に採られ
いとゞ此歌を好てよまれしかとも言けり 定家卿を
代や所々人々之を誹謗ありて上手達して歌とも無くして
之を見るのありけるなれとも其以てなし遂て後に
必ずつゝしみて刀振り抜き後々の名をたてけるとも
思ひ情ありける事かなと人々感じける此歌をそ示しても
そも和歌しるのことしいひける元後今の世ハなき紀貫之
ある時の書写山に入りし折歌を思ひつき肥後の
しか陽の日に見て花を詠て作りし時に念仏して
あはれ雖の網にかゝりしけれとも当世の人にて何とて
尾州の御作人に情あることハ以て能いやしくて豊後哉

にあり古後之を既に論せられしに名利し色能しさかりけれ
此ころ又作人は非ありて利しうる思ひ念をたすけし
かれ賤術のし独自然に取なしやとりしく云はれ人さまも
かく云はしなりて其ひかしく通されし元和の末に蓮華
にありて世にありけるとや実に志ある士ありて時の
人云ひ ー ー古名日記
〇
後亀山院の御製ハ新続古今集に入らずして後村上院の御
製あまたハすでに新葉集にあり中にも新葉集ハ後
亀山院勅撰になされしか世にあらはれし後の集にのそれ
すくなからずして南方を承けて後人ハ後亀山院と
御歌あまたありて作り歌ともかくもいへり

○当麻寺の法華堂ハ新羅の恵云法師をまつりて造立
ところ石光る八尺余二尺五寸の霊石現光不滅して其光を
法動の三尊不離せしめ給ふところ浄飯井と申すハ深
ちと信心祈りて参り浄飯井に身をひたし是を尊仏すれて
人おほくうせ久しく動じて此池を埋させおはしけると申五
百五十の年に仏まつりて出ありけるせしかや是れ和華院山湖洞
に住する命といふ東ありて五氏家に居りて多く身を投し
当麻の地に住する者勤すと華厳放言に何れも同じ給ふ
光之。
○浄居氏は此寺を建築設開し給ひ仏の足ハ涅槃経に之
法ハ心五のまゝをいふ仏ハ自性身に生れ給ふを給ひて事を

○そと云ひ見もその何もわけより空に雨恵の祭りの賊之
命しき鳥一羽を迦嘍荼（カルダ）とそ一羽を優波迦嘍荼（カウハカルダ）と以ふ
此のおかり紀夷にて此ゑのしゐを守りや我命を紀夷
の故紀あり取れて命しおもを西て薬の子をさせ給ひ
給ふありけります
○釈迦太子たゆりし時第（ナセ）三妃を名付て一を瞿夷とそ（訳明女）甚
二を耶輸多羅（ヤシユタラ）（訳華色）といひ羅睺羅（ラゴラ）の母之そこを鹿野
とそ瑠璃の経に見へてあり
○法師威儀師讃師のなを道士の事に出て浮屠己家
をもとすべし
○抄年夜高親氏を酒井の事によりて御手法

御名代の針目こゝに候ひなし　然と一説地の遠江を施主
とつてハ神君とハなりかうし　家の子其のなかに並べられて酒井
氏無く是の者も御分郎となりにせしより
○大将殿忠世入御の後牧野豊前か阿部豊後と家
与へられて　大事ハ御当座より候ふより
○大将殿元亀元年姉川合戦（大手の西馬と　手取り渡す）に名誉あり
其後信長と不和となられしとそ
○元亀元年の比麾下の士多く貴人の附らるを越
かハりと見えて足くし　武田信玄と勇ましく相戦ひて勝ちおほせ
奴にしよめる
家康公にて浜松へ居城の所ハ遠江なり

○大坂役の附属の者廿人を従ふ人ハ古田織部正従者
家老といひし者と尾張の家人甲斐庄六郎今井伊兵衛
召出して校合検分の者告られ大坂取して食しき
そのゝちし（甲斐庄ハ六人の族也　今井八郎兵衛に仕ふ）
○秀吉亜相兼職の附いりしかハひかひへ一その家と系
の系
家康と相談に合ふとき御家の家人数十人相の八幡の社参
自分ましきて寛永中年号にて今にし伝へ相伝め候へし
見あらん附子孫出してよとのたまひ年々に其処にて
八月十七日奉納ありとてゐるやあすなかし家やあれ
将軍家にも参詣の花やかにて年々ら月々に詣也

其外ハ当御代をはゞかりていまだいはずもあらむとぞ添へ
知せまいらせけるに従二位大納言御辞退
御前にて平ニ願ひ候へ給へと御免なく
○細川右京大夫入道常久明経正年卒去の時殉死のもの
其数僅の外三のちに詞せし加々やうの後
尾張大納言中将家光公逝去の時 播磨お堂石川主馬之助腹切
死せしこと停止を申しけし 追腹の制法令年 寛文十二年三月廿日書
賜武州芝増上寺の葬 閏四月八日 越前中納言殿薨じけるに七右衛門ら殉見
座敷に其後上様に付て尾張家の後ちになし公聞とも今
寛文十年日来知行せし中に日本上様の事にしけれと事口
知らしを以しても御ゑらぬ中のあつき風俗御へと知也

忠臣あつかひしならはかりも批判寛文三年将軍の命
ありて後追腹禁止
忠吉公御事の時小笠原監物も参列より境上寺ミて
殉死なしたる中川氏一人甚だ所人殉死の賜ふ所高続す
るを見て中川長内を始め御供あまた小笠原監物家人あり
人の御主従の中ミて断ず
○大樹公薨御の時三浦八兵衛と云て八十三歳にありける老士
殉死なりし 是ハ神宮御代々年の御方やまひと
○従列葛頭山ハ毘沙門天を祀る不詳 夕うし 今にて当時高名はせしと
なりしてすきましき面白みて今の流儀者の所識乃訳
中ミ三葉ある翁と號し 華帥十二代将の待とハ甚矣

なりとかや威霊験あらたなり 客のかし 国人ハ文之四方九良
ささを敬せすと云る事なし 舟乗舟中海路に迷ふ時ハ心に
を念しては宮居をさして一圓の火現する方へ乗りけれは
難波ありしかなし 又史に云事を知らし 真を感
往古なりや暴風船を吹さんとする時ハ帆柱を敲きつれ
しし 利すとかや

毘沙羅山ハ三行の阿南海に在す所とも云
天竺ハ宝珠院道居の本山也 今般勧行する所宮居
故事を摺てうつれ山あれとも是を仁言（野語） ありかも雲の如くとも
讃岐国にては本にても人多く参り詣 往来経ち人は
金毘羅詣する人多くこかや 菩薩をかく造り国宇の標あらし

方に帰りぬるとかや

○慶長五年関ヶ原の軍後京の城にて籠城あり
織田信長 稲葉甲斐守 津田長門守 等城を守て東西に行高
の女房を殺し忠を尽し不義の沙汰に及ひ
新居縫殿まして死罪一等を免し段腸の如し
其の如く新世に義あるし 新居義を正しく苦し
しまいくの忠勇人の功を標あらひしかとか

可く新居ハあらし 其言葉もの人の基 和説記

○丹羽の羽の字を貰ひ 米田の米の字を貰ひ羽米と称し
此名光秀の字を貰ひて秀吉と名つくと云

○源氏七世にあまねきにて殿より立ちすと云 元亨年

六位とあれて一條院の御時より六位の袍ハきさりと
みえて候か

○平岩主計頭元利親吉――平岩七之助親元
親元ハ山城国伏見駿河大納言家ニ奉仕大納言御事ノ後
小笠原右近将監ニ御預豊前国小倉ニテ病死ス

女子
堀勘解由 仕増山弾正少弼 堀勘解由養子
堀隼人信重 仕増山兵部少
平岩七之助

右平岩隼人儀ハ六飛少麦ちつ方へ絡ミ近所ニ参り
そあり ましと云小候ツ親元子孫ニとしと云候

○調進四月七日食時ニ生存ス長一丈ノ人ノ世ニ至ル八日
後年内ニ出候ニ隨段分セ一丈六尺ノ紙ニ認メ生長一丈

宮人云
右十二遊經の説と云ハ皆同年同月なり
○叡山の西塔ニ不實構あり 元亨秘書 我楼同ニ不實構あり
從前の假のものゝ高し在るもの
○我冠ハ上宮王より製定ありて代々法華あるし
文武帝の大寶元年三月より漆冠と用ひ云云
以来もの又剣冠と用ひ黒厚額冠薄額羊額冠子孫
云ひ大之衣冠中の字ニ書し関史大ハ横額と書て
以て始めよし後世ニ衣冠の冠定て後の横額の冠
剣云あり
透額ハ閑院右大将朝光卿より始りしやか 其きひたいハ十二年ニ用ひ来

○源三位頼政が辞世の歌の 琵琶法師（望本）物語（准后親房作）にも見えず
但し今の浜なりにあやしかりや盛衰記平家物語の後記
あり頼政家集及び勅撰の歌にはのせずされども世人
の是非をしらず見えしも見えにくし帝王編年記に頼政
父子於平等院被殺自害と記し又云し
或説云頼政入道平等院の釣殿にて門大持に最後の勤
をなし扇に辞世の歌を書しと云今世の習として猶
皇の早大になりけるよし往せり釣殿明治宇治川の辺
諸人の拂とひし後に編新出し芝之扇の芝と云て院
の内にあり彼此知もたがひ見え侍されど頼政扇と
称して自殺し絶命の何を緑せしと久しく侍へ侍る

にや
頼政怪鳥を射しと云事日記の実録には所見なきよ
や今紀原仁平三年四月記に東三条の林の怪異と載せ又
応保の比に鵺の事と云られ侍れども其の時の衛府
と云事頼政の射たるよし見えず又久安元年四月の記に鵺
並清涼殿北庭にて人をいふ事見えてあり鵺の沙汰見えしとは
一時の物語によりて後に撰列に鵺編と唱へあり又頼
政射落せし鵺をあつかひて流されしと有りし新に
築く如く唱しひて是れ古人の事をみつあるとかく議す
事はいとおしの事也と信じ侍るまでにてかきさし候そ
侍らる人よしとあり識者の心得にもさりとてあるまじ

にし

○後醍醐院西狩の後ハ朝憲ゆるし廣も衰へ恣のまゝ
あかりし所々の此亀山上皇編纂を約しありて家
志あるしん事海て王家仍やうくれて貞時驚恐り
上皇を遠處に遷しまゐらすへきよし申させし院
聞召させまし〳〵て豐書を貞時に賜りて正安元年
主節先を寫さしとも人ひとすりを和りしこゝろすこし尊
こゝ時思ひて避居と称く分人としてその事発しけ
世にも云ふて其文とすりけれ花亀山の古跡を
引ては所帰分けとして奉せしまいにや元元より乃他身と
して其手の豐書を賜りしまゝ　思ある　御氣度子聞し

皇嗣の御位継せさせましかれハ忠節のまことに及ぬ
ことゝ其後もなかりき

○去る年琉球の王子来朝せしに神君の御廟へまいりて
ぬるに御家人各並居れをしくせすしてありけれハ
王子おそれをのゝき其家の面て中わうしたれハ後
其人これに家筋の家来あって物に恐れ候ふ余中の夜
藩法ならしに氣動されと其すかにふれし家
持衛の王使分近て後に公館かけてなしもかく
尊邦く近侍れとされ御ハ恥あらんもうるてし
御帝のことく御領様あるへき中にも年も御家人
まて中おそらく云てもてもなしかりき

寛永年中御免人にて相坊にて
出帆の砌行道難風に逢ひ一ツの島に漂着せしを琉
球人宮古に送り帰しぬ其折見し者も多く其の
事とかやハそれより後折伏し久しく絶えたり
されど今に後世の人の目にもふれてハいと哀れなり

或曰平康頼入道鬼界が嶋に流罪の後千本の卒
都婆を作り和歌二首を書て呪誦して海にながしけ
るに一基厳島の渚に流寄せしを拾ひて都にいたり
されバ其ときの少将にも都ありしかやうに
嬉しき思ひ申さるゝとて一首を読みて
とのをと申して其あはれを聞きしとなり

に忘れず一首に無き後白河法皇法然上人和
歌をよみて御請あり行と平政盛...
...
平相国清盛入道にかゝる
さる事の為には無...あはれとも...
物語の...千載集羈旅部
その折...国に行年...

平康頼 法名性照

かくて配流のうき身の程もいまさらにて猿衣
薩摩かたおきの小嶋に我ありと親にはつけよ八重の汐風
思ひやれしばしと思ふ...平家物語ハ流罪の為に記されてゆく

にかゝる事ハまことあり後如に動と定て揺せられし集る
うくハ無其下ケ惣名まての世をへさと謀計（計り）の為なとなく
中にも清盛ヱ無て集会りとも以て動揺に依術の為
をつたへつき院や竹集文治二年の秋序せられしをや
在除何の老人もたりし已に性に何も花なく人の心をかゝ
物十二にあり後

○

漢主胡主と云々して（ゆめまくらや）夢我を浮んで（には）又に後年を化さるゝと
農業元利下野の亭（草に）に教後あつりしの進（運）勢の伴清經邑
梅の集神代もまつ々多く色香ゝ那
九條植通公（法名玖山）まことしめしくして業平ゝ家ハ竜田川
よるの歌よしてゝえまやハ神代もきかすと揺を久

よう本なまう何やいつも見る梅をとう出て神代まて見
とにかくき僧ヱし（謂し）中に行幸まて其の比梅集をえて
義庵
千住其神代もまだ思ひ梅ゝ那
とさひしハ前も神風の事にて神子梅ハ天神義の御作
本まれたるくたり為をとるも如し元利ハ神家あと
あハこそとの花まさあひし文義云若名説其の御法
梅也也状とまて九条御所にてまつりよしとやし
なすひ一首まハ源二首まで切れとあやしと定めし也
源氏物語にハまやかに見たれと中にようハ死去中院乃
せらくに等しくきこゆるはいて一首取二首を段と申ね

なりしと伝へきしとかや又帝の御悩ありけらし時まで
御けふにハ叡山の僧なりし侍りてありけしかバ又久遠（久遠）
願を読み行ふ事なりし中堂にてありけるを法験し帝京（帝）
の中にハ山王ありしをものおもひ出でかやおりハ京中
の人々は穢不浄山にありと申侍る

○最勝寺に後白河院の時花様少将子（長藤）為中将と申しし
作師ハ法々にけふ見れバやとまさりけやうなりし出家ひ
にまして作りし頃の舎にてハ佐国の名所とハ法しなり
又作師ハ法々時なるとよしはしもこゝにすいすれ出家たり
まし後法の事かあらはかならし女年たてまつりかならず侍りし
のこされしもとりおかず思ふかといひて見ん時戒しと定

云成家は法々りけん者ハ妻なくれハ乃ちのみまて命をとし
かりゐ乃かたらずまに然るさる時とも然るる剃せてそ悲しれ
意思あらしふより凡そ侍りて関東の事にて在京の
てたるひ仏事ありて大名にありても仏法を出て所の言に
とや新しくつきそて衆生ますあやしたまふしそされハ方便
そ文字の筆跡の時も大きにたやすく改らずあらハず
すし将の一云議あれハ廿年前を見て義ますまじ
後漢書にかくるなし伝へのみ

○或人の云蜀茶をハ下より寛く土とに一円ま上る時必採りあ
て乾すに植ゆる時て盛夏の頃とに至りて年毎織部
大かたただ事にてなくもとひしや君や

其外諸国封戸の典あり

太上皇二千戸　諸院宮諫　一千五戸

太政大臣一千五百戸左右大臣千五百戸内大臣八百戸

大納言六百戸中納言三百戸参議六十戸

一品親王六百戸二品四百五十戸三品三百戸四品二百五十

戸無品百五十戸

正一位二百二十五戸従一位一百九十五戸正二位一百五十

戸従位一百二十八戸正三位九十八戸従三位七十

五戸

又位田職田等あり（職田ハ太政大臣ハ某て内大臣ハ無し納言ハ無し）

位田ハ一位より五位まて（按察使中小委）七人　大年にして後一年

此等よりおくれて天平宝字時代の典則歟

史封戸の事紀伊参河武蔵越中石見備前

周防長門紀伊阿波等を封せるそこえを秘せる

なるを其後をと称せしそれハ諸家領の封戸

是ハ真人の勘文に見へたり

○

延暦ハ遷都の時諸国に令して諸門を造らせしむ（延暦十二年）

宮門

殷富門（尾張美濃　伊福部氏）　美福門（越前　壬生氏）　安嘉門（若狭越中　海犬養氏）

偉鑒門（丹波　猪使氏）　藻壁門（但馬　佐伯氏）　待賢門（播磨　山氏）

陽明門（備前　若犬養氏）　達智門（備中備後　丹治比氏）　談天門（阿波　玉手氏）

郁芳門（伊予　達部氏）

各国の諸氏ハ千歳の民人之千年伊勢諸氏ハ鹿児島氏の列
流せる所謂蔵暦ありて南宗の守しと游居せしけりや
擬固書経等篇之ソブリメ[illegible]ハ諸氏[illegible]

○鶴尾花開居家の御遊跳前るハ[illegible]の中より く
古るは述諸家の方處とわひしみ鶴金ハ徳山刀田
山法華山大山源[illegible]人とありて鬼庭を[illegible]
根りて見とまるハ諸侯別[illegible]千鶴の
氏千利せ来りて[illegible]を習めしむ

○和利天門寺も天の[illegible]に入りて小児をあしめ来く
始めせしむ鬼[illegible]の出として民と幕内に至て[illegible]
世に[illegible]小児を離とするを法師も小児も同善に文を
唱へくこれを追つ[illegible]鬼庭の[illegible]風或ハ[illegible]唱ふ

の文ハ閻羅天子経の文之弁も天の本地と地蔵薩埵と習フ
諸侯に此の法ありとして

○琉球人於駿州清見寺故君墳塚文
維時寶永七年庚寅冬十二月二十二日琉球国中山王使
美里王子 尚紀 豊見城王子 尚祐 等遣使贄官嘉手別 尚聆
前川 尚亮 從 於清見寺奉弔故具志頭王子尚宏法号
求王院大洋尚公大居士之靈嗚呼先生傳聞故君中山
王尚寧公之愛弟而尚懿公第二之王子也為其人也
孝弟而好忠信就尚寧王扈從薩州之太守而至駿州
不幸遇病将也慶長十五年庚戌秋八月二十四日辞世於
驛亭時人卜葬于茲星霜荏苒至今一百一年吾國俗

称ニ駿河王子ニ者ニ是也嗚呼痛哉天涯殞レ身不レ得レ回ニ郷子
孫雖多隔絶遐方経百歳無ニ来焚香但有ニ清見蘭月
訪寥々寂三保松風間荒涼而已吾輩一歴此牟堪ニ感激
謹陳ニ菲禮ニ以表ニ寸脱之微ニ先生有ニ靈鑑ニ之尚享

拾神者年譜曰慶長十五年八月六日島津家人率琉球
王来駿府八日琉球王見レ云々此時尚宏容歿

○炎流出加茂郡中加茂大明神と称する社あり境内八下是山城
加茂社ニ同体なりと云ニ説度會延経考ニ曰出渋出加茂郡ニ

鴨ノ縣ノ主ノ神社

姓氏録曰鴨縣主彦坐命之後也 與山城鴨縣主異 国造本紀云
三野前ノ国彦坐王ノ子八瓜命定賜国造ヲ

是縣主神社所祭神也又同郡阿天志奈神社坐拾ニ古事
紀ニ云日子坐王子大根王三野国本巣国造之祖上云々阿天志
奈者宇夫須奈轉語即本居也

以此考ふれハ山城加茂と同称別神なる事明らけし
凡加茂と唱へ諸國にありと云ハ何の傳へ有ものか加茂郡
あり又加茂社と称する祠諸國ニ数多ありて神異ありとそ
或は此の神者よく思ふに山城より移りてし

賀茂別雷社　賀茂御祖社　賀茂山口社　賀茂波爾社
鴨川合社　鴨岡本社

云名自然て神異なり今も在神なき事附會訣あるのみと
造りて云々当加茂といへば必別雷命と其神とすゝ事也

○佛書に仙人とあるハ翻譯人仙の名を借て相似の譯せり故に諸施仙の名あり又胎蔵曼荼羅の中に
婆藪仙　阿詣羅　瞿曇仙　阿底里仙　成就仙
かくれ多し其説の中形を引しに俗く仙と呼ぶ者一三まあらす道士所謂仙人と異にして其趣ハ近し

○筑紫風土記閼宗五岳　高岳　往生嶽　三猫嶽　御嶽　猫尾嶽

後於遺　作歩に肥後守まて取り阿多の所あるの社に御
紫都とて居らるに後主の世よし々原
天か下をしらむ神の御長なれハ長まそぶつ陰の廣か
信景按するに今人後紀の神紀朝廷勅撰の所図
目通とありしと見る後世人見をいきる　嗚呼